

2021 年 3 月 22 日

お客さま各位

大阪商工信用金庫

「通帳未記入件数」の取扱いについて

平素より大阪商工信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、預金通帳（※）の未記入件数が、取引制限値（120件）に到達すると入出金取引ができない状態となっていました。取引制限とならない対応を行いましたので、お知らせします。

なお、未記入件数が、110件に到達し、その当日中に通帳記入されなかった場合、未記入明細が集約されます。

集約後、通帳には、入金・出金の合計件数・金額が1行で表示され、入出金の明細につきましては、後日郵送させていただきます。

集約を希望されないお客様は、大変お手数ですが、お早めに通帳記帳または、取引店へ集約しない旨の連絡をお願い致します。

※ 対象科目

- ・ 普通預金（総合口座、無利息型口座を含む）
- ・ 貯蓄預金
- ・ 納税準備預金
- ・ カードローン